

民法（遺言関係）等の改正の要綱案の取りまとめに向けた個別論点の検討

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設 5 (中間試案第1の1)

偽造・変造のリスクや、遺言を執行する場面における手続上の問題点等を考慮し、【甲1案】については採用しないこととしてどうか。

(民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案（以下「中間試案」という。）・抜粋)

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（前注1）（前注2）。

（前注1）乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によること也可能となると考えられる（甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案の方式によることが可能である。）。

（前注2）本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。

これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録音及び録画を同時に用いた方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨を明示する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録すること（注1）（注2）。
- ② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、記録されている全文（財産目録（①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。以下同じ。）を除く。）、日付及び自己の氏

名を口述すること（注3）（注4）（注5）（注6）。

- ③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述すること。
- ④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること（注7）（注8）。

（注1）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付、遺言者の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することも許容されることを前提としている。

（注2）①の電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとすることも考えられる。

（注3）証人となることができる者の資格について、証人の欠格事由を定める現行の規定（民法第974条）が適用されることを想定しているが、本方式における証人の役割等に照らし、更なる資格の制限が必要かについて引き続き検討する。

（注4）「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとすることについて引き続き検討する。

（注5）遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的な規律は引き続き検討する。

（注6）証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議の方法」という。）により立ち会うことができるものとすることについて引き続き検討する。

（注7）④の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとすることなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。また、①及び④の電磁的記録について、事後的な改変を防止するため、（注2）のほかに、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

（注8）遺言書の検認の規定（民法第1004条）はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

(補足説明)

1 【甲1案】に関する議論の状況

(1) 【甲1案】の基本的な考え方

【甲1案】の方式による遺言は、デジタル技術を活用し、証人立会いの下での全文の口述により真正性・真意性を確保することで、遺言全文を自書ではなく、パソコンやスマートフォンなどの電子機器を利用して作成することを主眼とするものである。そして、自筆証書遺言は公的機関における手続を要することなく作成することができることを踏まえると、デジタル技術を活用した新たな方式においても、公的機関における手続を要しない選択肢を設けることに意義があるとも考えられる。これまでの部会や中間試案に対するパブリック・コメントにおいても、【甲1案】について、デジタル技術を活用しつつ、公的機関の関与なく遺言ができる方式を設けるべきとの意見や、公的機関における手続によって真正性・真意性の担保等を図ることは実践的で有効な考え方であるものの、本来は証人が果たすべき役割ではないかとの意見等が述べられている。

また、視覚障害等の理由で自書により遺言を作成することが難しい者は、これまで公正証書遺言を選択せざるを得なかつたところ、【甲1案】による方式が創設されれば、遺言の方法の選択肢が広がり、より幅広くの国民が遺言をすることを可能にするものと考えられる。

(2) 【甲1案】について指摘されている課題

他方で、【甲1案】については、デジタル技術の急速な進展状況を踏まえると録音・録画であっても偽造・変造のリスクがあること、電磁的記録の特性のため発見されないリスクや開封することができないリスクがあることなどの指摘のほか、遺言の執行の際に、執行を受ける金融機関等において録音・録画を再生し、全文の口述要件が充足されているかを確認しなければならないとすれば過剰な負担となり、執行を受ける機関ごとに判断が区々になり、また手続が遅延するなど、円滑な遺言の執行が実現できないとの指摘がされてきた。

そこで、【甲1案】の採否について判断するためには、その課題についてどの程度解消することができ、また一定程度のリスクや課題が残るとしてもそれらをどの程度許容することができるかを検討する必要がある。

2 【甲1案】について指摘されている課題の検討

(1) 偽造・変造のリスク

これまでの部会における議論等において、ディープフェイク技術等の新たなデジタル技術を利用することにより、遺言者が遺言の全文を口述する状況を録音・録画した電磁的記録を作出（偽造）することも可能であるな

どとして、【甲1案】の方式による遺言は偽造・変造のリスクが高いとの懸念が指摘されている。

【甲1案】は、仮に電子署名を要件としても、その電子証明書の有効性検証を行う場面が想定しにくうことなどから、電子署名を要件としない一方、証人の立会いによって真意性・真正性を担保し、偽造・変造を防止することを意図するものである。なお、部会においては、電磁的記録の作成者を明らかにするとともに、一定程度の改ざん防止措置を講じる観点から、電子署名を行うことを要件とすべきとの意見も出されている。

偽造・変造のリスクについては、仮に電子署名を要件とした場合であっても、有効性検証がされないまま電子証明書が期間の経過又は遺言者の死亡により失効すると考えられることから、電子署名を要件とするか否かも含めて、証人二人の供述があることと併せて、【甲1案】について、偽造・変造のリスクの程度が許容し得るものか否かを評価することが考えられる（ただし、遺言が作成されてから相続が開始するまでに長期間を経る事案では、証人の供述が得られない可能性は否定できないとも考えられる。）。

(2) 紛失のリスク、発見されないリスク等

これまでの部会における議論等において、遺言及び録音・録画に係る電磁的記録については、デジタル機器、保存媒体、クラウドサービス等に保存されていることが考えられるところ、紛失のリスクがあるとの指摘があり、また、遺言者が生前に相続人等にその所在を知らせていない場合には発見が困難であり、その結果、遺言の内容が実現されないリスクがあるとの指摘があるほか、発見された場合であっても、セキュリティ（パスワード等）の問題から開封することができないリスクがあるとの指摘もされている。

これらのリスクは、自筆証書遺言とは異なり、遺言や録音・録画が電磁的記録であることによるものであり、【甲1案】が公的機関における保管等の手続を要しないものとして構想される以上、直ちに解消することは困難とも考えられる。そうすると、【甲1案】については、公的機関における手続を要しない一方で、紛失のリスク、発見されないリスク等を一定程度有するという性格のものとして、他の現行の遺言の方式や新たな遺言の方式とともに、選択肢として創設すべきか否かを判断することになるとも考えられる。

(3) 録音・録画の特性等に関連するリスク

これまでの部会における議論等において、【甲1案】の方式による遺言の作成から遺言者が死亡するまでの間に長期間が経過することにより、一般に使用される電磁的記録のファイル形式が大きく変わり、遺言及び録音・

5 録画に係る電磁的記録が発見されたとしても、相続人や遺言の執行を受ける金融機関などにおいて、それらの内容を確認することができないといった事象が生じるおそれもあるとの指摘や、再生等ができない場合に遺言の効力についてどう考えるのかとの問題点の指摘がされている。また、録音・
録画については、本人の顔貌等が明確に撮影されている必要があると考えられるところ、遺言者等の個人に撮影が委ねられているため、どのようにそのような撮影がされることを確保するのかが問題であるとの指摘もある。

10 これらの点については、作成方法の周知広報を行うことによって対応するほか、ファイル形式等については主務省令によって定めることが可能か否かも含め検討することが考えられるものの、【甲1案】が公的機関における手続を要することなく作成することができるものために生じる問題点であることから、やはり、他の現行の遺言の方式や新たな遺言の方式とともに、選択肢として創設すべきか否かを判断することになるとも考えられる。

15 (4) 遺言の執行についての懸念

ア 主に遺言の執行を受ける金融機関等の立場から、全件において録音・録画を視聴した上で、全文の口述という要件が充足されているか否かを判断することは実務上困難であり、執行を受ける機関ごとに判断が区々になり得る上、手続に時間を要することとなり、結果的に早期の手続を望む相続人等のニーズにも合致しないおそれがあるとの指摘がされている。

イ この点に関連して、現行の自筆証書遺言に関しては、実務上、遺言書の原本と併せて家庭裁判所における検認の結果が記録された検認調書が提出されることにより、金融機関や登記所での遺言の執行手続（預金の解約や相続登記等）が一定程度行われていることから、前回会議において、【甲1案】の方式の遺言についての裁判所における検認の在り方が議論された。

30 前回会議での議論において、裁判所側から、検認手続は、事案等に応じて裁判官の裁量に基づき実施されることになるが、その時点における遺言の状態を確認し、後日の偽造・変造を予防し、保存を確実にするものであるから、録音・録画に係る電磁的記録の再生をせずに電磁的記録を調書に添付することで足りるとも考えられ、申立人等に反証提出を促す場面は極めて限られ、また、反証の正確性に異議がない旨の相続人等の陳述を調書に記載するということは想定されないと思われるとの意見が示された。他方で、このような意見に対しては、手続における録音・録画の再生の有無、全文と口述とが一致していること、相続人等の意見

の不一致がなかったことなどを調書に記録するなど検認において工夫を行うことが考えられるとの意見や、後に何が争いになり得るのかという観点から裁判官が録音・録画を視聴することが相当な事案も考えられるとの趣旨の意見も示されたところであり、また、実務上、遺言に長文のものは少なく、そのような遺言に関しては検認手続も困難なものではないとの趣旨の意見も示されており、裁判所において、個別の事案によつては、今後遺言の効力が争われる可能性等も考慮しながら、検認期日において録音・録画の再生が行われる、遺言の反訳文が提出され調書に添付される、反訳文が正確であることについて異議がない旨の陳述等が調書に記録されることも想定できないことはないとも考えられる。

10 ウ しかし、現行の検認手続は、遺言に偽造・変造がないこと、方式要件に不備がないことなどを確認する手続ではないことを踏まえると、上記のような検認の在り方を原則的なものと位置付けることは困難とも思われる。

15 他方で、仮に現行の検認手続とは異なる審判手続として、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言と同様に、当該遺言が遺言者の真意に基づくことについての確認の審判手続を設けることとし、又は【甲1案】の方式の遺言について外形上その方式要件が充足されていることの確認の審判手続を設けることは、【甲1案】が普通方式の遺言であるにもかかわらず、かような審判手続を遺言者の死後に経ることを遺言の有効要件とするとの当否（そのような効力の不安定な遺言を認めることの是非）につき検討をする上、いずれにせよ審判により終局的に遺言の有効性を確定することができるものでもなく、それにも関わらず相続人等の当事者に裁判所での手続の負担を生じさせることになる。

20 25 そうすると、現行の検認手続を前提とするならば、上記のような個別の事案に応じた検認調書の記録の在り方を前提として、事案によっては遺言及び検認調書に基づいて遺言の執行（預金の解約、相続登記等）が可能になるものの、そのような記録がされていない事案については、別途相続人等全員の同意書を徴求するなどといった実務が想定されるものとも考えられる。

30 3 採否の方向性
偽造・変造のリスク（上記(1)）、紛失のリスク、発見されないリスク等（上記(2)）、録音・録画の特性等に関連するリスク（上記(3)）については、そのリスクの程度が許容される範囲のものか否か、評価が分かれ得るところとも考えられる。そして、遺言の執行についての懸念（上記(4)）については、【甲1案】の方式の遺言が普通の方式の遺言であり一定数の利用を想定する必要が

あることを考慮すると、軽視できないものとも考えられる。

以上を踏まえると、【甲1案】については、公的機関での手続を必要とせず
に、上記の各課題をそれぞれ一定程度解決するとともに、遺言の執行を円滑に
行うことができる方式を実現することは、現時点において利用可能なデジタ
5 ル技術を用いることによっては必ずしも容易でないとも考えられることから、
【乙案】及び【丙案】の方式並びに死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言に
ついて新たな方式を創設し、これらの利用状況等を踏まえることとして、現時
点においては【甲1案】は採用しないこととして、どうか。

10 第2 障害がある者についての特則の横断的検討

保管証書遺言、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における障害がある
者についての特則を抜粋したものは、以下のとおりである。

1 保管証書遺言（部会資料14-1の本文第1の1(2)イ及びウ(I)）

- (1) 口がきけない者が保管証書によって遺言をする場合には、遺言者は、遺
言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書し
て、同第1の1(2)ア(7)②の口述に代えなければならない。
- (2) 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認
めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官並びに申請人
及び当該通訳人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識し
ながら通話をすることができる方法によって、同第1の1(2)ア(7)②の口
述又は同イの通訳人の通訳による申述若しくは自書をさせることができ
る。

2 死亡危急時遺言（同第4の2(2)ウ、エ及びオ）

- (1) 口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言
の趣旨を通訳人の通訳により申述して、口授に代えなければならない。
- (2) 遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申
述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情
報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、読み聞かせに代えるこ
とができる。
- (3) (1)及び(2)の規定により通訳人に通訳をさせることは、遺言者は、遺言
者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相
互に認識しながら通話をすることができる方法によって通訳人に通訳を
させることができる。

3 船舶遭難者遺言（同第4の2(3)ウ及びエ）

- (1) 口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によ
りこれをしなければならない。

(2) 証人の立会いを要する場合において、(1)の規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

5

(補足説明)

1 概要

現行の遺言の方式については、手話の発達・普及等の状況に鑑み、聴覚・言語機能障害者についても公正証書遺言等をすることができる途を開くため、
10 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）（以下「平成11年民法改正」という。）により、障害を有する者についての特則が設けられた。

本部会で検討されている新たな遺言の方式においても、障害の有無にかかわらず遺言をする機会を保障することが重要であるところ、平成11年民法改正の内容を踏まえた上で、障害を有する者においても不足なく、かつ各方式において整合的に遺言をすることが可能な方式となっているかどうかについて、
15 以下のとおり横断的に整理する。

2 平成11年民法改正の概要

平成11年民法改正前の公正証書遺言においては、遺言の方式について厳格な口頭主義が採用され、遺言者による口授及び口述並びに公証人による読み聞かせが必須とされており、聴覚・言語機能障害者は公正証書遺言をすることができないと解されていたところ、手話の発達・普及等の状況に鑑み、
20 通訳人の通訳を用いて公正証書遺言をすることができることとされ、併せて、秘密証書遺言、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の各方式についても、同様の観点から改正がされた。なお、「通訳人の通訳」との文言については、聴覚・言語機能障害者には多様な意思伝達方法が存在することを考慮し、通話
25 の方法を手話に限定する趣旨ではなく、手話通訳以外に、読話（口話）、触読、指點字等の方法が含まれるとされている。

具体的には、本改正により、公正証書遺言にあっては、聴覚・言語機能障害者は、「口授」に代えて「通訳人の通訳による申述」又は「自書」により、遺言の趣旨を公証人に伝えるものとされ（第969条の2第1項）、公証人は、「読み聞かせ」に代えて「閲覧」又は「通訳人の通訳」により筆記した内容の正確性について確認をするものとされた（令和5年法律第53号による改正前の民法第969条第3号）。

これに伴い、死亡危急時遺言においても、遺言者及び他の証人による筆記内容の確認方法として「読み聞かせ」又は「閲覧」の選択が可能とされるととも

に（第976条第1項）、言語機能障害者は遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して第1項の口授に代えなければならないこととされ（同条第2項）、遺言者又は口授若しくは申述を受けた証人以外の証人が聴覚障害者である場合には、筆記した内容を通訳人の通訳により伝えて、同条第1項後段の読み聞かせに代えることができることとされた（同条第3項）。さらに、船舶遭難者遺言においても、言語機能障害者は、通訳人の通訳によって遺言をするものとされた（第979条第2項）。（注）

（注）言語機能障害者が公正証書によって遺言をする場合については、「遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して」（第969条の2第1項）と規定されているのに対し、言語機能障害者が死亡危急時遺言をする場合については、「遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して」（第976条第2項）と、船舶遭難者遺言をする場合については「遺言者は、通訳人の通訳によりこれ（引用者注：前項の規定による口頭の遺言）をしなければならない。」（第979条第2項）とそれぞれ規定されており、「自書して」の文言が規定されていない。これは、死亡危急時遺言又は船舶遭難者遺言において自書することが可能である場合には、自筆証書遺言によるべきであると整理されたことによる。

3 保管証書遺言について

（1）遺言者が言語機能障害を有する場合

遺言者が言語機能障害を有する場合については、本文第2の1のとおり、「口がきけない者」として、通訳人の通訳により申述し、又は自書することで、保管証書遺言ができると考えられる。

なお、現行規定における解釈と同様に、障害がある者についての特則における「口がきけない者」には、言語機能障害のために発話不能である場合だけでなく、聴覚障害や老齢等のために発話が不明瞭で、発話の相手方にとって聴取が困難な場合も含まれるものと解される。また、障害がある者についての特則における「自書」には、自筆証書遺言における「自書」（第968条第1項）と異なり、ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法等も含むものと解される。

（2）遺言者が聴覚障害を有する場合

遺言者が聴覚障害を有する場合については、保管証書遺言において、他者の発する音声言語により意思疎通を図ることが要件として設けられているものではないことから、特段の規律を設けるものとはしていない。

なお、聴覚障害を有し、かつ、口述することについても支障のある者について、通訳を介した方がより容易に意思疎通ができると考えられる場合等

には、上記(1)と同様、通訳人の通訳により申述する方法及び自書する方法が認められ得るものと考えられる。

(3) 遺言者が視覚障害を有する場合

ア 遺言者が視覚障害を有する場合については、保管証書遺言において、視覚により表現を認識することが要件として設けられているものではないことから、特段の規律を設けるものとはしていない。なお、証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述するに際しては、視覚障害を有しない者においては遺言の全文を見つつこれを読み上げることも想定されるところ、視覚障害を有する者については、特段の法令の定めがなくとも、遺言の全文の点字翻訳等をあらかじめ用意した上でこれを利用するなどして口述を行うことができると考えられる。

もっとも、視覚障害を有し、かつ、口述することについても支障のある者について、通訳を介した方がより容易に意思疎通ができると考えられる場合等には、「口がきけない者」に該当し、上記(1)により、通訳人の通訳により申述する方法が認められ得るものと考えられる。

イ 上記に関連して、障害者団体から、視覚障害を有する者においては、遺言の全文を口述することは極めて困難であるから、遺言者と公的機関の職員とのやり取りを通じて遺言の内容を確認した上で、遺言者が宣誓する方法も認めるべきであるとの意見があった。

しかし、保管証書遺言においては、自筆証書遺言と異なり、遺言者が遺言の全文を自ら入力することは求められておらず、遺言者がその内容等を十分に理解しないまま遺言がされるおそれがあることを踏まえ、遺言者の真意に出るものであることを確保するため、遺言者が遺言の全文を口述するものとしているところ、この点は視覚障害を有する者であっても異なるものではない。視覚障害を有する者であっても、遺言書に記録又は記載された遺言の全文と同内容のものを点字翻訳で作成し、これを指先で確認しながら口述する方法や、遺言書に記録又は記載された遺言の全文を電子計算機の画面読み上げソフトを利用して音声で再生させそれを復唱する方法などが可能であり、明文の規律を設けなくとも、解釈上、当該方法により、遺言の全文を口述することが可能と考えられる。

ウ また、障害者団体から、遺言者が点字により印字された書面を提出することを認めるべきである旨の意見があった。

この点について、申請に係る遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない旨の規律を設け、その上で、法務省令においては、電磁的記録の場合にはファイル形式及び拡張子、データサイズ等を定め、書面の場合には無封のものとし、かつ、余白のサイズ等の様式

を定めることを想定しているところ（部会資料14－1の本文第1の1(2)（注3）参照）、遺言書保管官において、遺言の内容を確認して遺言の執行等に用いることができる在り方で保管し、証明することができるようにする観点から引き続き検討する必要があると考えられる。

5 なお、遺言書の点字翻訳を任意に用意して、全文の口述の際に利用することは上記のとおり妨げられないと考えられる。

(4) 遺言者が手に障害を有する場合

遺言者が手に障害を有する場合については、保管証書遺言書（書面）に署名をすることができないことがあり得ると考えられる。

10 この点については、署名をすることができない場合であっても、保管証書遺言については、電磁的記録をもって作成する場合には電子署名を行うことで当該遺言をすることができ、また、書面をもって作成する場合には、証書への氏名の記載をする（この場合の氏名の記載については、パソコンで作成してプリントアウトすることや、遺言者の指示を受けた者が手書きをすることも許容される。）とともに、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録することによって当該遺言をすることができると考えられる（部会資料14－1の本文第1の1(2)（注1）参照）。

4 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

20 (1) 遺言者が言語機能障害を有する場合

遺言者が言語機能障害を有する場合については、現行民法の死亡危急時遺言の規律（第976条第2項）と同様、本文2(1)のとおり「口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、口授に代えなければならない。」との規定を設けるものとしている。なお、現行規定と同様に、自書することができる場合には自筆証書遺言を作成すれば足りると考えられることから、自書によって口授に代えるとの規定は設けないものとしている。

(2) 遺言者が聴覚障害を有する場合

30 遺言者が聴覚障害を有する場合には、口授を受けた証人が遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録した後、当該書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせる際に通訳人の通訳を要することになることから、現行民法の死亡危急時遺言の規律（第976条第3項）と同様、本文2(2)のとおり、「遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、読み聞かせに代えることができる」との規

定を設けるものとしている。

(3) 遺言者が視覚障害を有する場合

現行民法の死亡危急時遺言の規律には、遺言者が視覚障害を有する場合についての規律は設けられていない。そもそも、現行民法における死亡危急時遺言においては、遺言者は、遺言の趣旨を口授し、口授を受けた証人が筆記して遺言者及び他の証人に読み聞かせることにより、方式要件を遵守した死亡危急時遺言を作成することができるため、特段の規律を設ける必要がないものと考えられる。

新たな方式において遺言者が視覚障害を有する場合においても、遺言者が遺言の趣旨を口授し、口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録し、遺言者に読み聞かせることにより、方式要件を遵守した死亡危急時遺言を作成することができる。

したがって、遺言者が視覚障害を有する場合については、特段の規律を設けるものとはしていない。

(4) 遺言者が手に障害を有する場合

現行民法の死亡危急時遺言の規律には、遺言者が手に障害を有する場合についての規律は設けられていない。そもそも、現行民法における死亡危急時遺言においては、遺言者は、遺言の趣旨を口授し、口授を受けた証人が筆記して遺言者及び他の証人に閲覧させ又は読み聞かせることにより、方式要件を遵守した死亡危急時遺言を作成することができ、遺言者において署名等は求められないことから、遺言者が手に障害を有する場合であっても、死亡危急時遺言の方式を遵守することができる。死亡危急時遺言における新たな方式においても、手に障害を有する者は、方式要件を遵守して作成することができることに変わりはない。したがって、遺言者が手に障害を有する場合については、特段の規律を設けるものとはしていない。

(5) 証人が障害を有する場合

平成11年民法改正後の現行の死亡危急時遺言の規定では、遺言者からの口授等を受け筆記した証人が遺言者及び他の証人に遺言を読み聞かせ、又は閲覧させる場面について、「遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合」に、通訳人の通訳により読み聞かせに代えることができるものと規定されているほかには、証人が障害を有する場合についての規定はない。立案担当者の解説によれば、これは、口頭主義の原則（前記2）により証人への伝達方法について「読み聞かせ」を必要的な手続とする場面については、特に明文の手当が必要であると考えられたことによる。

死亡危急時遺言の新たな方式については、証人は一人以上とされ、遺言者に対して読み聞かせ、又は閲覧させることで足り、他の証人に対する必要的

な読み聞かせを行うことは想定されない。その他、証人が何らかの障害を有している場合であっても、その障害の内容及び程度は様々であると考えられ、証人自身がその役割を適切に果たし得る場合もあり、個別具体的な事案における遺言の方式の適否の判断に委ねることが相当と考えられる。そこで、現行規定と同様の観点から、証人が障害を有する場合について規律を設けるものとはしていない。

5 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

(1) 遺言者が言語機能障害を有する場合

遺言者が言語機能障害を有する場合については、現行民法の船舶遭難者遺言の規律（第979条第2項）と同様、本文3(1)のとおり「口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。」との規定を設けるものとしている。（注1）（注2）

(注1) 船舶遭難者遺言において公正証書遺言や死亡危急時遺言における「口授」や秘密証書遺言における「申述」の概念が存在しないのは、他の方式の場合には「口授」又は「申述」を含む諸般の手続き全体が「遺言」を構成しているのに対して、船舶遭難者遺言の場合には、遺言者の「口頭で」される意思表示自体が遺言を構成していることによるものと考えられる。そのため、第979条第2項は、「申述」の概念を媒介することなく、端的に「通訳人の通訳により」「遺言をする」ものと規定することとされたものである。

(注2) 錄音・録画により記録することにより、遺言者による口頭の発言のみならず、手話等を記録することも可能であることから、録音・録画により記録された手話等が遺言であり、通訳人の通訳を要しないとすることも考え得る。もっとも、通訳人による通訳の一つである手話通訳は、日常的に手話を用いて意思疎通を図る者においても、固有のサインを用いる場合も見受けられるなど非常に個別性が高いものであると指摘されていることなどを踏まえると、遺言者の意思を正確に把握し、遺言者の真意に基づく遺言が作成されることを担保する観点からは、通訳人において適宜遺言者に確認するなどして遺言者の真意を確認する必要があると考えられることから、通訳人による通訳を要することとすべきものと考えられる。

(2) 遺言者が聴覚障害を有する場合

現行規定においては、遺言者は、口頭で遺言することとされているため、聴覚障害者であっても、方式要件を遵守することが可能である。この点は新たな方式においても同様であるため、遺言者が聴覚障害を有する場合の特則は設けるものとはしていない。

聴覚障害を有し、かつ、口述することについても支障のある者について、通訳を介した方がより容易に意思疎通ができると考えられる場合等には、上記(1)により、通訳人の通訳により口頭で遺言する方法が認められ得るものと考えられる。

5 (3) 遺言者が視覚障害を有する場合

現行規定においては、遺言者は、口頭で遺言することとされているため、視覚障害を有する者であっても、方式要件を遵守することが可能である。この点は新たな方式においても同様であるため、遺言者が視覚障害を有する場合の特則は設けるものとはしていない。

10 (4) 遺言者が手に障害を有する場合

現行規定においては、遺言者は、口頭で遺言することとされているため、手に障害を有する者であっても、方式要件を遵守することが可能である。この点は新たな方式においても同様であるため、遺言者が手に障害を有する場合の特則は設けるものとはしていない。

15 (5) 証人が障害を有する場合

平成11年民法改正によつても、船舶遭難者遺言においては、証人が障害を有する場合について特段の規律は設けられていない。

20 証人が何らかの障害を有している場合であつても、その障害の内容及び程度は様々であると考えられ、証人自身がその役割を適切に果たし得る場合もあり、個別具体的な事案における遺言の方式の適否の判断に委ねることが相当と考えられる。そこで、現行規定と同様の観点から、証人が障害を有する場合について規律を設けるものとはしていない。

6 その他

25 障害者団体から、複数の通訳者の配置を求める旨の意見、保管証書遺言について視覚障害者が単独で電子計算機等を操作して行うことできるシステムの導入を求める旨の意見等があつたところ、現行の公正証書遺言の在り方（通訳人は、嘱託人（遺言者）が選定しなければならない旨を定める公証人法第35条第1項参照）や、視覚障害者用の一般的なソフトウェア等を用いて保管証書遺言を作成することも可能であると考えられること、他の行政手続におけるシステムの在り方等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられる。

以上